

## 条 例

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十六号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第五款 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営する基準

#### 目次中

第一目 この款の趣旨及び基本方針（第一百四十四条・第一百五十五条）

第二目 人員に関する基準（第一百六条・第一百七条）

第三目 設備に関する基準（第一百八条・第一百九条）

第四目 運営に関する基準（第一百二十条―第一百三十一条）

に關

を「第五款 削除」に改める。

」

第八十五条第五号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改め、「指定居宅サービス等をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第一百零二条第二項第一号イ中「三平方メートルに」の下に「当該指定通所介護事業所の」を加える。

第二章第七節第五款を次のように改める。

#### 第五款 削除

第一百四十四条から第一百三十一条まで 削除

第一百三十四条第二項第一号イ中「三平方メートルに」の下に「当該基準該当通所介護事業所の」を加える。

第八十三条中「指定通所介護事業所、」を「指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び第二百四十七条第三項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」に、「指定地域密着型サービスの事

業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び第二百四十七条第三項において「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第二百四十七条第二項中「をいう」の下に「。第六百七十一条第二項において同じ」を加え、同条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「、指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護（次項第三号並びに第六百七十一条第三項及び第四項第二号において同じ。）」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 指定訪問介護

二 指定訪問看護

三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

第二百七十七条の四第三項中「（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）」を削る。

第五百五十八条第四号中「をいう」の下に「。第五百五十八条の三において同じ」を加える。

第六百七十一条第二項中「指定居宅サービス事業者をいう。」の下に「、指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第三項中「次項第二号において同じ。」の下に「、指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。